

【事案 27-226】特定疾病保険金支払請求

・平成 28 年 5 月 12 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

＜事案の概要＞

契約時および請求時に、募集人が重要な説明をせず、また誤った説明をしたことを理由に、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 22 年 7 月に契約した終身保険について、以下の理由により、非浸潤性の乳がんの切除術に対し、3 大疾病保障特約に基づく特定疾病保険金または同保険金相当額の慰謝料を支払ってしてほしい。

- (1) 契約時、募集人は、上皮内がんや非浸潤乳がんが支払対象外との説明をせず、また、「がんになれば、必ず所定の保険金が支払われる」と説明した。
- (2) がんと診断され、保険金の支払いについて相談した際、募集人は「保険金は間違いなく支払われる」と説明した。また、保険金が給付される前提で、「入退院に備え、前もって一時金が支払われたら楽でしょう」と提案し、病院に診断書を請求してほしいと言った。
- (3) 募集人は、特定疾病保険金は支払対象外となったことを連絡してきた際、「約款の記載を見落としていた」などと謝罪した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人は、特定疾病保険金の支払対象外のがんがあることを説明した。
- (2) 募集人は「保険金は間違いなく支払われる」と説明していない。募集人は、保険金の支払可否は、診断書をもとに保険会社が判断するものであり、支払対象となる可能性もあることから、請求手続のため、被保険者に対し、診断書の取得を求めたものである。
- (3) 募集人は、「約款の記載を見落としていた」との謝罪はしていない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人代表者・被保険者および募集人に対して、契約時および請求時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が誤った説明をしたとしても保険会社に保険金の支払義務が認められるわけではなく、また、募集人が契約時および請求時において特段誤った説明をしたとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。